

電子カルテ情報(6情報)及び退院時サマリーの閲覧範囲(案)

2022年11月28日 厚生労働省医政局 文書情報(3文書)及び電子カルテ情報(6情報)の取扱 <https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001016921.pdf>をもとに仲野メディカルオフィスが作成

共通する項目	閲覧者		○閲覧可能		対応の方向性(案)
	紹介先医療機関等	患者本人	全国の医療機関等		
			通常時	災害・救急時	
1 傷病名	患者への告知を前提として閲覧できる仕組みを検討	患者への告知を前提として閲覧できる仕組みを検討	患者への告知を前提として閲覧できる仕組みを検討	○	<ul style="list-style-type: none"> 傷病名は患者への告知状況を確認できる方法を議論した上で、<u>患者本人及び通常時の全国の医療機関等が閲覧できる仕組みについて丁寧に検討する</u> なお、災害・救急時は傷病名は重要な情報であるため、全国の医療機関等で閲覧可能としてはどうか
2 アレルギー情報	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省標準規格で採用されているコードがないことから、テキストデータで閲覧可能とする
3 感染症情報	○	○	情報の登録・閲覧時における患者本人の同意取得を前提として閲覧できる仕組みを検討		<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省標準規格「HS014 臨床検査マスター」等で活用されているJLACコードで閲覧可能とする 機微な情報に該当すると想定されるため、<u>全国の医療機関等での閲覧は個別に同意を取得する等、丁寧な対応を検討する</u>
4 薬剤禁忌情報	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省標準規格では症状や重症度、制限情報等も含めたコードがないことから、テキストデータで閲覧可能とする
5 検査情報	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省標準規格「HS014 臨床検査マスター」等で活用されているJLACコードで閲覧可能とする 医療機関のJLACコード対応への負担を踏まえ、「<u>救急・災害用標準診療データセット</u>」や「<u>生活習慣病自己管理項目セット集</u>」で「<u>臨床検査項目基本コードセット</u>」に該当するものを閲覧可能とする
6 処方情報	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> 電子処方箋で利用する医薬品コード等を用いて閲覧可能とする
退院時サマリー	閲覧可能な情報等を検討	(文書としての閲覧は想定せず)	閲覧可能な情報等を検討	閲覧可能な情報等を検討	<ul style="list-style-type: none"> 継続的なケアを行う上で有益な情報を踏まえ、<u>紹介先医療機関等へ提供できるよう閲覧可能な情報等について検討する</u>